

第36号議案

春日市指定地域密着型サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する
基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について

上記の条例案を別紙のとおり提出する。

平成30年6月8日

春日市長 井 上 澄 和

提案理由

介護保険法(平成9年法律第123号)等の一部改正に伴い、指定地域密着型サービス事業者の指定に関する申請者の要件を一部緩和するとともに、共生型地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

春日市指定地域密着型サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する
基準等を定める条例の一部を改正する条例

春日市指定地域密着型サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成25年条例第6号)の一部を次のように改正する。

第3条中「法人」の次に「又は病床を有する診療所を開設している者(複合型サービス(看護小規模多機能型居宅介護に限る。)に係る指定の申請を行う場合に限る。)」を加え、「春日市暴力団排除条例」を「いずれも春日市暴力団排除条例」に改め、「暴力団員」の次に「(以下「暴力団員」という。)」を加え、「。以下同じ」を削る。

第4条中「法」の次に「第78条の2の2第1項各号並びに」を加える。

第5条中「第36条第2項」の次に「(指定地域密着型サービス基準省令第37条の3において準用する場合を含む。)」を加える。

第6条中「法人」の次に「(暴力団又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を除く。)」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第5条の規定は、平成30年4月1日以後に完結した記録について適用する。